（愛媛県議会議員）　石川　稔

旭日双光章を授けるの（五月二十日）

旭日双光章を授けるの（各通）（以上五月二十一日）

小笠原啓次　郡　眞一

旭日単光章を授けるの（各通）（以上五月二十一日）

関口　芳廣

瑞宝中綬章を授けるの（三重大学名誉教授）

鈴木　勝郎　宗　定史

瑞宝小綬章を授けるの（各通）

宇田三　勝　大上　七郎

小鷹　伸昭　傳谷　新一

古三　和男　古三　博

油谷　曉介

瑞宝双光章を授けるの（各通）

（法務事務官）　下豊留幹男

瑞宝単光章を授けるの（各通）（以上五月十九日）

横井由紀夫

（東北大学名誉教授）　甲　國信

瑞宝中綬章を授けるの（空将補）

武田　宜久

瑞宝小綬章を授けるの　小田　秀昭　小田川三雄

瑞宝双光章を授けるの（各通）

石村　孝　安井　定英

瑞宝単光章を授けるの（各通）（以上五月二十一日）

牛川　紀昭

齊藤　敏　矢津田英治

瑞宝単光章を授けるの（各通）（以上五月二十日）

山下　健次

瑞宝小綬章を授けるの　草川　喬夫　宍戸　英昭

中里　文男　長谷川正生

瑞宝双光章を授けるの（各通）

佐藤　洋一

（陸曹長）　平井　啓亨

瑞宝単光章を授けるの（各通）（以上五月二十一日）

高畠外志雄

瑞宝双光章を授けるの（五月二十二日）

石川　稔

粥川　章

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、スロヴェニアの国祭日に当たり、六月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発やられた。

官庁報告

官庁事項

古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

令和７年６月26日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のとおり」は省略し、古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局小樽開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

古平地区に係る特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成28年６月21日に公表した古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を一部廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和７年６月26日

農林水産大臣　小泉進次郎

１　一部廃止した理由

本地区において、流通機能の強化等を目的とした施設を整備するため、新規に計画を策定することが必要になったことから、平成28年６月21日に公表した計画に基づき整備することとなっていた施設のうち未整備となっている施設に係る事業を廃止した。

２　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

計画から減じる施設以外の施設は、工事が完了している。

３　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

耐震強化岸壁等の整備により、大規模災害時の緊急物資等の輸送機能が確保されるとともに、屋根付き岸壁等の整備により、衛生的な水産物の出荷体制の確保が図られている。

４　一部廃止したことによる影響に関する事項

本事業の廃止に当たっては、未整備となっている施設を精査し、新規に策定する計画に編入するため、廃止による影響はない。また、第１港区及び第２港区の－4.0m岸壁についても、利用形態の変化により改良の必要性が低下したため、廃止したことによる影響はない。加えて、島防波堤及び用地（蓄養）についても、地元漁業協同組合による事業計画の見直しにより、第４港区における蓄養事業が見送られたため、廃止したことによる影響はない。

５　今後の課題と対応に関する事項

新たな計画を着実に進捗させることが必要である。

東浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり東浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

令和７年６月26日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のとおり」は省略し、東浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局稚内開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

令和７年６月26日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のとおり」は省略し、江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局函館開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

様似地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり様似地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

令和７年６月26日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のとおり」は省略し、様似地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局室蘭開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

指定性能評価機関の業務の休止に係る公示

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の五十第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　業務を休止する機関の名称及び所在地並びに代表者の氏名　株式会社　国際確認検査センター　東京都中央区京橋二丁目八番七号　代表取締役　大島　圭美

二　休止する性能評価の業務の範囲　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第五十九条第十四号及び第二十一号に掲げる区分

三　休止する期間　令和七年七月一日から令和九年三月一日まで

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するのとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年六月二十六日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　占用を制限する区域

区域

村上市下鍛冶屋字長面五八三番三から同市下鍛冶屋字大口四三三番一まで

(四)　制限の対象となる占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

備考